

日程第6 議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の制定について から、日程第9 議員提出議案第4号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定について までの4件

議長（上田順康君）日程第6 議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の制定について から、日程第9 議員提出議案第4号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
26番 谷川君。

26番（谷川 稔君）それでは、ただ今上程されました議員提出議案第1号、第2号、第3号及び第4号について、提案理由のご説明を申し上げます。

提出者は中本正人議員、岡 三郎議員、中西峰雄議員、上垣内裕一議員、阪本久代議員、中西 健議員、上田順康議員、井上勝彦議員、森安欣吾議員、そして私、谷川 稔でございます。

まず、議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の制定について は、地方自治法第120条の規定に基づき、橋本市議会の会議の運営に関する手続き及び議会の規律等を定めるものでございます。

次に、議員提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の制定について は、地方自治法第109条、同法109条の2、第110条及び第111条の規定に基づき、橋本市議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものでございます。

次に、議員提出議案第3号 橋本市議会事

務局設置条例の制定について は、地方自治法第138条の規定に基づき、議会の庶務的な事務の処理等のため議会事務局を設置するものであります。

次に、議員提出議案第4号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定について は、議会の権限に属する軽易な事項を、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をすることができるとして指定するものであります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（上田順康君）説明が終わりました。これより、4件一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの4件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の制定について から、議員提出議案第4号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定について までの4件を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの4件については、原案のとおり可決されました。